

# NDBの個人識別情報の補正作業に ついて（報告）

厚生労働省 保険局医療介護連携政策課  
保険データ企画室

# NDBの個人識別情報の補正作業について

## 1. 経緯

- NDBでは、匿名化・提供システムにおいて生成された個人識別情報（ID）が付与されたレセプト情報等を格納している。
- 個人識別情報を生成するプログラムの誤り※<sub>1</sub>によって、2021年12月取込分以降の一部レセプト情報等※<sub>2</sub>について、異なる個人識別情報（ID）を付与したことが判明した。これにより、同一個人についてそれまでと異なるIDを生成（12月取込（9月診療）分の前後で、同一個人を特定できない。）している事例が生じている。

※ 1 個人識別情報（ID）を生成する過程でレセプト情報等に含まれる一部記号を変換する処理を誤り、同一個人について異なるIDを生成したもの。

※ 2 異なる個人識別情報を付与したのは、個人識別情報（ID1～ID5）のうち、一部のレセプト情報（2021年12月取込分～2022年10月取込分）のID1とID3、一部の特定健診・保健指導情報（2020年度実施分）のID1であり、他のIDを用いた同一個人の特定を用いる利用等の場合には影響がない。

## 2. 対応状況

### (1) NDBデータの補正作業

現在、個人識別情報を正しく付与するため、レセプト情報等の補正作業を行っている。

### (2) 提供済みデータの補正作業

- 異なる個人識別情報（ID）が付与されて提供されたレセプト情報等により、利用目的に照らして影響があったものは、令和4年12月7日時点で20件※<sub>3</sub>が確認されている。
- これらについては、正誤表の提供やデータの再抽出等の対応を申請者と個別に協議している。

※ 3 このほか、厚生労働省内利用では8件が確認されている。

## (参考) NDBの個人識別情報 (ID) について

ID	元となる情報	特徴	格納期間	主な利用方法
ID1	保険者番号、 被保険者証の記号・番号、 生年月日、性別	保険者の変更や誤記により紐づけができなくなる可能性がある	レセプト：2009年4月診療分～ 特定健診：2008年度実施分～	レセプト情報間の紐づけ
ID1N (ID3)				レセプト情報と特定健診・特定保健指導情報との紐づけ
ID5	被保険者番号の履歴	保険者の変更により紐づけできなくなるID1の課題に対応	レセプト：2022年2月診療分～	レセプト情報と介護DB、DPCデータとの紐づけ
ID2	氏名、生年月日、性別	氏名の変更や誤記により紐づけができなくなる可能性がある	レセプト：2009年4月診療分～ 特定健診：2008年度実施分～	レセプト情報間の紐づけ
ID4	カナ氏名 (※1)、 生年月日、性別		レセプト：2018年4月診療分～ (介護：2020年3月診療分～) (DPC：2020年4月診療分～)	レセプト情報と介護DB、DPCデータとの紐づけ

※1：カナ氏名は任意項目のため、必ずしもレセプトに記載される情報ではない。